

特定非営利活動法人 福祉サポートきらきら本舗 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福祉サポートきらきら本舗と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道常呂郡訓子府町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者を対象に、通所による活動の場を提供し、障害児・者の社会復帰、社会参加の促進並びに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援等及び生活の質の向上に資する活動を行い、障害児・者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 授産活動を通しての就労前訓練及び社会生活適応技能養成による、地域活動支援事業
 - ② 通所者に対しての文化的・創造的活動の実践事業
 - ③ 関係機関・団体との連携・協力に関する事業
 - ④ 研修会、講演会等による地域との交流事業
 - ⑤ 障害福祉サービス事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達するために必要な事業
- (2) この法人は次のその他の事業を行う
 - ① 物品の斡旋及び販売
 - ② 役務の提供
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した団体又は法人及び個人で、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために加入した団体又は法人及び個人で、総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 6人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を1人、常務理事を1人置くことができる。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の運営する施設に職員を配置する。

- 2 施設には、事務局員及び所要支援員を置くことができる。
- 3 施設職員は、理事長が任免する。
- 4 施設運営及び職員に関する必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業・活動計画、事業・活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条4号に定めるところにより、監事が招集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 監事から第15条第5項第5号に基づき、会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に総会を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は理事の中から選出する。

(定足数)

第27条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の総数

(3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計及び収支決算)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第36条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

(雑則)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	後藤	武男
副理事長	大信田	洋子
常務理事	長屋	由美子
理事	小島	愼
同	山田	和幸
同	田中	カツ子
監事	河端	實
同	武田	富美子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	入会金2,000円、	年会費3,000円
③賛助会員		年会費3,000円

7. この定款は一部改正し、平成21年11月5日から運用する。